

第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画（案）に対する意見及びそれに対する村の考え方

「第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画」の策定にあたり、住民の皆さまから意見を募集したところ、17件（4名）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見に対し、村としての考え方を整理しましたのでお知らせします。

今回、皆さまからいただいたご意見は、今後の施策推進のための貴重なご意見として参考にさせていただきます。

1. パブリックコメント実施結果の概要

(1) 意見募集期間：令和7年12月24日（水）～令和8年1月23日（金）

(2) 意見の提出者・件数：17件（4名）

(3) 提出方法

- ・ 郵 送：0件
- ・ ファックス：0件
- ・ 電子メール：14件（2名）
- ・ 持 参：0件
- ・ 意 見 箱：3件（2名）
- ・ 合 計：17件（4名）

2. 意見と村の考え方

※ページ、項目、意見は、記入された原文どおり転記しています。

No.	意見	村の考え方	計画修正の有無
1	<p>【ページ】 32・33</p> <p>【項目】 (3) アンケート調査結果から見える村の課題</p> <p>【意見】 課題について記載していますが、アンケート結果を掲載していない項目があります。</p>	<p>課題に対応したアンケート調査結果を追記いたします。</p>	有
2	<p>【ページ】 10</p> <p>【項目】 (2) 年齢3区分別人口の推移</p> <p>【意見】 「65歳以上(老年人口)の人口は増加しており」との記載がありますが、人口割合の誤りではないでしょうか？</p>	<p>ご指摘の通り修正いたします。</p>	有
3	<p>【ページ】 43</p> <p>【項目】 活躍できる人材の育成</p> <p>【意見】 女性職員が管理職としての能力を向上できる研修機会の充実を図る。 女性職員ではなく、「男女職員」で、いいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘いただいた内容につきまして、本村の女性の管理職登用につきましては、令和7年度で25.0%と国が掲げる30%に達していない状況があります。 全ての職員に対する研修の開催に加えて、女性の管理職登用に向けた研修機会の充実を図ってまいります。</p>	無
4	<p>【ページ】 45</p> <p>【項目】 あらゆる暴力を許さない体制の充実</p> <p>【意見】 いじめや体罰を許さない教育環境づくりを推進するとともに、スクールカウンセラーを利用した早期発見とあるが、スクールカウンセラーは、サポートする役割である。解決のための、アドバイスや研修を行い、早期発見につなげていくとの意味を含んでいると思うが、違和感があります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載内容を「●いじめや体罰を許さない教育環境づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等も活用し、「チーム学校」として早期発見・早期対応を行う。」に修正いたします。</p>	有

No.	意見	村の考え方	計画修正の有無
5	<p>【ページ】49</p> <p>【項目】</p> <p>【意見】女性の視点を充分にとり入れてほしいと思います。授乳中の対策、夜泣きしても気にせずすごせる環境、子供が安心してすごせる対策にも目をむけてほしいです。</p>	<p>女性の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを活用し、避難所における男女共同参画を促進してまいります。</p>	無
6	<p>【ページ】36・37</p> <p>【項目】計画の基本目標について</p> <p>【意見】基本目標Ⅰ、基本目標Ⅲ、基本目標Ⅳの公的機関への相談におけるR17の目標値が、非常に低いと思うが、この目標値の根拠は何かの説明がなく、疑問に感じる。 目標値の根拠を示していただきたい。</p>	<p>目標指標については、国や大阪府の計画で参考にできる数値がある場合は参考にし、村の現状値を踏まえつつ、現実的な目標数値を設定しています。計画期間内に、数値の把握が可能な項目にあっては、達成状況に応じて、目標値の見直しも検討してまいります。</p>	無
7	<p>【ページ】38</p> <p>【項目】基本施策</p> <p>【意見】前計画の基本目標Ⅳの「互いの人権尊重」の内容は非常に重要だと考えるが、新しい計画では、その項目がなくなっている。その理由は何か？ 今期の計画においても重要な理念であり、基本目標の柱の一つとして「互いの人権尊重」を加えるべきであると考えます。 そして、その基本施策として、①幼児教育、学校教育における包括的性教育の段階的实施(発達に応じた内容)、②男女だけでは規定できない多様な性自認(LGBTQ)に対する理解を深めるための教育、啓発などを掲げるべきであると考えます。</p>	<p>本計画では、大阪府の計画に合わせ、新たに体系を見直しております。 ご指摘の通り、基本目標としては「互いの人権尊重」はあげておりませんが、計画全体に係る視点である基本理念として、全ての人がお互いを尊重し合う村をめざして取り組みを進めてまいります。</p>	無

No.	意見	村の考え方	計画修正の有無
8	<p>【ページ】39</p> <p>【項目】第4章 計画の内容</p> <p>【意見】「計画の内容」とはどのような意味なのか。本来であれば、たとえば、「計画の推進」というような表題であるべきではないか。その上で、いきなり基本目標に入るのではなく、この章の位置づけをまず説明すべきだと考える。</p> <p>たとえば、目標達成に向けての基本施策を推進するための具体的な取り組み(実践レベル)」について・・・など。</p>	<p>第4章につきましては、計画の具体的な内容を掲載しております。</p> <p>ご指摘に基づきまして、章のタイトルを「施策の内容と具体的な取り組み」に修正いたします。</p>	有
9	<p>【ページ】39～</p> <p>【項目】施策の方向</p> <p>【意見】具体的な取り組み内容が、「施策の方向」という見出しになっているが、施策の方向とは、どういう意味か？「具体的な取り組み」なのか？</p> <p>書かれている内容を見ると、・・・実施する・・・行う・・・機会を充実するなど、具体的な実践行動として書かれているように読み取れる。</p>	<p>表題を「具体的な取り組み」に修正いたします。</p>	有
10	<p>【ページ】39～49</p> <p>【項目】●の項目で示された内容について</p> <p>【意見】それぞれの基本目標の取り組みとして具体化された項目について、実施する頻度や時期(たとえば、年〇回、〇〇の機会に)などを明記すべきではないかと思う。そういう具体的な数値などがないと計画進捗の評価ができないと思う。</p>	<p>本計画では、男女共同参画社会の実現を目指すために必要な施策の方向や取組内容について記載しております。ご指摘の通り、頻度等を現時点で明記できる項目については記載いたします。現時点で明記できない項目に関しましては具体的な事業展開の段階において設定いたします。</p>	有

No.	意見	村の考え方	計画修正の有無
11	<p>【ページ】 40</p> <p>【項目】 性の多様性に関する理解の促進</p> <p>【意見】 基本目標として、前計画のように「人権尊重」として、性の多様性も掲げるべきと提案した。そのこととつながるが、本来、人権尊重という非常に大切なことが「理解の促進」だけにとどまっており、「広報や情報提供で多様なイメージを表現する」とあるが、不十分だと考える。教育としての取り組みや研修会後援会が必要だと考える。</p> <p>また、性的マイノリティの方々に対する権利保障として、「パートナーシップ制度」の導入も村として検討していくべきだと考える。</p>	<p>性の多様性に関する取り組みについては、村としても重要な取り組みであると認識しております。</p> <p>千早赤阪村・河南町・太子町の3町村合同による男女共同参画に視点を置いた講座や講演会において、性の多様性をテーマとして実施できるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また、「パートナーシップ制度」につきましては、法律上（民法・戸籍法）の婚姻とは異なり法的効果がなく、国の方針も示されていないため、現時点では検討しておりません。</p>	無
12	<p>【ページ】 41</p> <p>【項目】 基本目標Ⅱ</p> <p>【意見】 個人に対する情報提供や啓発のみの内容となっている。雇用する事業者側への働きかけはどのように考えているのか？事業者に対する内容は、43ページの②ポジティブ・アクションの啓発だけになっている。もっと積極的な働きかけが必要だと考える。</p>	<p>事業者への情報提供や意識啓発については、河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会において研修を実施するなどの取り組みを行っております。</p> <p>事業所における男女共同参画の推進に向けて、今後とも啓発活動に努めてまいります。</p>	無
13	<p>【ページ】 39～</p> <p>【項目】 複数項目において</p> <p>【意見】 「男女共同参画の視点を・・・」「男女共同参画意識・・・」「男女共同参画に根差した・・・」など多用されているが、「男女共同参画」は、そもそも大きな概念であることから、「男女共同参画」の視点、意義などについて、もっとかみ砕いた表現にできないのかと思う。検討する必要があると思う。</p>	<p>「男女共同参画」の視点、意義などについては、1ページの「策定の趣旨」に記載しており、また、計画全体を通して示しております。</p>	無

No.	意見	村の考え方	計画修正の有無
14	<p>【ページ】43</p> <p>【項目】庁内における男女共同参画の推進</p> <p>【意見】取り組みは、研修や情報提供、周知、啓発だけでは不十分ではないか。「あらゆる事業を実施する際には…」とあるので、具体的に、〇〇事業で、男性、女性職員がともに企画者として参画…など、より積極的、具体的な内容を示していただきたい。</p>	<p>43 ページのリード文に記載しておりますとおり、すべての分野の施策や方針決定の場において、一方の性に偏ることなく、多様な意見を反映できる仕組みを整え、男女共同参画を推進してまいります。</p>	無
15	<p>【ページ】45</p> <p>【項目】①の福祉課の内容</p> <p>【意見】「高齢者や障がい者への虐待防止を推進する」とあるが、どのような取り組みで虐待防止が推進できるのか読み取れない。</p>	<p>「●高齢者や障がい者への虐待防止を推進する。」を「●高齢者や障がい者への虐待の未然防止に向けて、関係機関との連携を図りながら虐待などの予防及び早期発見などの体制を構築する。」に修正いたします。</p>	有
16	<p>【ページ】48</p> <p>【項目】リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進</p> <p>【意見】この項目も「人権尊重」の取り組みとして提案した、包括的性教育と重なる内容だと考えられる。単に「健康への支援」ではなく、「人権尊重」の教育、啓発に位置付けるべきだと考える。</p>	<p>本村においても、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、単なる医療的・身体的な健康維持に留まらず、「自分の生き方を自分自身で決定する」という極めて重要な人権の一つであると認識しております。本計画の基本理念におけるお互いの尊重の視点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発につきましても、生涯を通じた健康支援を入り口としつつ、単なる健康管理の周知に留まらない、自己決定権や相互理解を重視した啓発活動に努めてまいります。</p>	無

No.	意見	村の考え方	計画修正の有無
17	<p>【ページ】50</p> <p>【項目】第5章 計画の推進</p> <p>【意見】「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」の構成員は？ 具体的役割は？「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」の構成員と会議の頻度は？定期的に計画の進捗状況を報告とあるが、どのような頻度で、どのような内容の報告を行うのか？</p> <p>また、通常、行政計画は、PDCA で進捗管理を行うとされているが、この計画には記載がないのはなぜか。</p> <p>この計画においても報告だけでなく、PDCA の考え方で、計画進捗の評価が必要だと思うが、どのような評価指標を使い、どのような頻度で行うのか？その過程で、計画修正もあるのか？</p>	<p>○「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」と「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」については、巻末に「資料編」を追加し、要綱・規則・名簿を掲載いたします。</p> <p>「千早赤阪村人権尊重のまちづくり審議会」において、原則年1回、計画の進捗状況の報告に基づく審議や男女共同参画施策に関する様々な提言をいただく予定です。</p> <p>○本計画においても、PDCA サイクルの考え方のもと進捗管理を実施していくことから、PDCA サイクルに関する記載を追記いたします。</p> <p>○計画期間は、令和8年度から17年度までの10年間ではございますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。</p>	有